○環境省告示第百八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十二条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　汚染状況重点調査地域を指定した年月日

平成二十三年十二月二十八日

二　汚染状況重点調査地域の区域

イ　岩手県の区域のうち、一関市、奥州市及び平泉町の区域

ロ　宮城県の区域のうち、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の区域

ハ　福島県の区域のうち、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市（除染特別地域に係る区域を除く。）、南相馬市（除染特別地域に係る区域を除く。）、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（除染特別地域に係る区域を除く。）、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村（除染特別地域に係る区域を除く。）及び新地町の区域

ニ　茨城県の区域のうち、日立市、土浦市、龍ケ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の区域

ホ　栃木県の区域のうち、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の区域

ヘ　群馬県の区域のうち、桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の区域

ト　埼玉県の区域のうち、三郷市及び吉川市の区域

チ　千葉県の区域のうち、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市及び白井市の区域

○環境省告示第百九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　神戸環境クリエート株式会社

ロ　住所　兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番二十八号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山本　宏光

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番六十六、六番三、一番六十九及び一番十

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）

五　申請年月日

平成二十三年十二月十六日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課並びに神戸市環境局事業系廃棄物対策室、兵庫区役所まちづくり推進部総務課及び長田区役所まちづくり推進部総務課

○環境省告示第百十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第十五条第十一号の規定に基づき、環境大臣が定める放射線の量の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法は、地表から五十センチメートルから一メートルまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定する方法とする。

○環境省告示第百十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第五号ロの規定に基づき、処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十五条第一項第五号ロの環境大臣が定める方法は、日本工業規格Ｚ八八〇八に定める方法により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法とする。